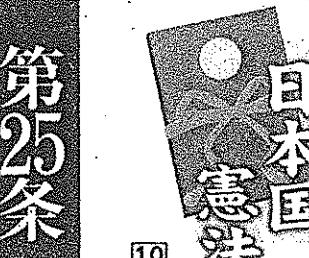


7/25 早稿

# 貧困救済 国家の義務

いま読む



19

## 第25条

① すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

今のは、国家権力による個人への介入を防ぐという思想で成り立つていて、これが、この条文は、国の関与を求めるものです。貧困がさまざまな国策の結果と考えれば、国家に救済を求める当然の権利を定めたとも言えます。

一項の「健康で文化的な

広がると、個人でいくら努力しても生活できないケンスが出てきます。そうした弱い立場の人たちも一定水準の暮らしを営める権利を保障し、国家がそのための役割を果たすよう義務付けたのが二五条です。福祉国家の理念を具体化した条文と言えます。

今の憲法は、国家権力による個人への介入を防ぐと議論は聞かれません。自民党の改憲草案も、生存権に限らず、他の権利も、生きる権利」は生存権と呼ばれます。この項は当初、連合国軍総司令部(GHQ)案に弱い立場の人たちも一定水準の暮らしを営める権利を保障し、国家がそのための役割を果たすよう義務付けたのが二五条です。福祉国家の理念を具体化した条文と言えます。

法律に、生活保護法があります。年金、医療、介護といたた社会保障制度も、この条文が根拠です。

また、草案は、海外で緊急事態が起きた際に、国が在外国民を保護する義務も法律に、生存権を否定するような

に、生活保護や社会保障は新たに加えています。草案抑制の流れが続いているが進んだ現在、海外にいる日本人の安全を国が担保す

の一つ、環境権との関係でも議論になります。幸福追及だなどと説明。しかし、自民党的草案で保持する権を定めた二三条と、二五条を根拠に環境権が認められているという考え方がある一方、自民党的改憲草案で、環境権を新たに書き込みました。

また、草案は、海外で緊急事態が起きた際に、国が在外国民を保護する義務も法律に、生存権を否定するよ

## 自民改憲草案

自民党改憲草案の関連表記（新設部分）

国は、国民と協力して、国民が良好な環境を享受することができるようしてその保全に努めなければならない。

国は、国外において緊急事態が生じたときには、在外国民の保護に努めなければならぬ。

国は、犯罪被害者及びその家族の人権及び処遇に配慮しなければならない。